

憲法・戦争・沖縄

——C.ダグラス・ラミスを読む——

笠 啓一

(笠啓一は1928年広島県生まれ、93歳。戦後早い時期から新日本文学会の芸術運動に参加、主に演劇の分野で批評活動を展開した。著書に『歌が生まれる』、編訳書に『戯曲ガリレオ』(績文堂)がある。【編集部】)

第1章

この数ヶ月、英国生まれの地理学者デヴィッド・ハーヴェイ(1935年生まれ)の著書翻訳を数冊まとめて読んでいた。まだ読んでいる。これらは、それぞれに面白く、いろいろと考える有益な材料を提供してくれている。しかし、相手は歴史、地理、経済、政治、社会、文化、とその扱う分野も多岐にわたっており、それらについて話すにはまだ私自身消化できていなさすぎる。いずれこれらにも触れるとして、今日のところは、とりあえず、ごく最近芋づる式に読んで感心したアメリカ生まれで現在沖縄在住の米国人政治学者C・ダグラス・ラミス(1936年生まれ)の仕事について、書評というより気軽に手元に思いつくまま書き留めたメモのなかから三つか四つほど論点を選んで、お送りしたいと思う。それらの話題の提供が、目下、わが国会で論議中(それにしてもなんと低調な迫力に欠けた見解のやり取りだろう!)の議題にもいづらか関連するかとも思い、またラミスの言説のアクチュアルな運びにも触発されて、筆をとる次第である。

今回読んだ本は、以下の4冊。発刊年順にあげれば、A:ダグラス・ラミス著『なぜアメリカはこんなに戦争をするのか』(晶文社・2003年)、B:同『ガンジーの危険な平和憲法案』(集英社新書・2009年)、C:同『要石:沖縄と憲法9条』(晶文社・2010年)、それといま手元にないので正確な引用はできないが、D:同『憲法は、政府に対する命令である』(平凡社・2013年)の4冊である。(この作業中に追加で入手したラミス著『ラディカル・デモクラシー——可能性の政治学』(加地永都子訳・岩波書店・1998年)は、日本人向けの前掲4書と違い、自国語で書かれた学問的な

大部の論文なので、ここでの紹介に加えるわけにはいかなかった。) それはともかく、もうすこし他の十を数える著書も見なければ、断定は避けなければならないが、この4冊を見るかぎりで(ご承知の通りブレヒトにとらわれた老人(1928年生まれ)で視野狭窄症気味の筆者のことだから仕方がないが、多分著名な、この人の作物に触れるのはなにしろ初めてのことである)、いまこれらの書物のにわか読者である私に確実にいえることは、①かれは篤実な信頼できる政治学者であるらしい、②かれは米国人であり、青年期に沖縄駐留米国海兵隊隊員であった経験を有し、したがって、日米関係について、思想・心情のうえで米国軍人および米政府の立場をも容易に理解しその立場を取りうるという利点を持っている、③かれは大学教授として日本生活が長く日本人をよく観察し日本の事情通である、④かれはかつて「ベ平連」の活動に参加していた経歴があり、爾来反戦活動家として現在まで活動をつづけている、⑤さらにかれは15年前(2000年)から沖縄に住んで、かれ自身日本本土ヤマトに住んでいたとき見えなかった問題が次第に見えてきつつある、それはおそらくヤマト在住の日本人にも見えにくい問題ではないか、と主張し、その観点からの意見を述べることができる、等々、以上のような特徴を具えた話題が提供できる人物である、ということであろう。これを要するに、ここに掲げた書籍およびその他のかれの著作には、ぜひ諸君に(もし未読ならば)一度目を通されることをお勧めしたい、おそらく有用な思考素材が手に入るだろう、そうして読後の感想をぜひお聞かせ願いたい、それらについて意見を交わしたい、というのが諸君の注目を喚起したくなった所以である。その内容構成の特色を挙げれば、Bの「ガンジーの非暴力主義思想」の根幹に関わる書(すぐれた文献解題である)とDの「日本憲法論」とをのぞけば、A、Cともに、すべて問題発生時に雑誌等に発表されたアクチュアルな現代政治論的小論文をテーマ別に編んだ書物であって、この二点はどこから読んでもいいし、相互に関連し補い合ってもいる、という作りになっている。

以下、まず簡単に各書についての私の読後感を記しながら、その間に刺激され書き留めていたメモのなかから、興味をひくであろう話題の三つ四つを拾って紹介してみる。

まずAの『なぜアメリカはこんなに戦争をするのか』。これは20編ばかりの単独論文を、米国の戦争、戦争一般、日米軍事同盟下の日本、米軍基地沖縄の各テ

一マ別にまとめ、理解しやすいように配列した論文集であるが、発表日付をみると1999年から2003年にかけて比較的短期間にテーマをしぼって集中して書かれていることがわかる。その第i部「i 9・11からイラク戦争まで」の中の各論は、アメリカ政府の戦争政策が9・11をきっかけに大きく変わったことを、執拗に、いささか著者のもどかしさを、苛立ちさえもを感じさせられるほど執拗に、さまざまな角度から、日本人へ向けて、このアメリカの変化の真の姿をあやまりなく見てほしい、と熱く語りかけている。たとえば第i部冒頭の論文「中立領域」は、2001年9月11日のニューヨーク、ワシントンへのあの「テロ攻撃」を見て、時日をおかずすぐさま筆を執り、雑誌『現代思想』臨時増刊号（同年10月）に発表された論文であるが、この論文においてラミスは、ブッシュ政権のかくされた狙いとこの事件に対するその対処方法の特異さとを、この短い間に見抜いて、見事に抉り出している。1997年に設立された悪名高いラムズフェルドたちネオコン・シンクタンク（新アメリカ世紀プロジェクト＝PNAC）の連中の狙いを、あるいはその連中が次いで編み出した2000年の白書「アメリカ防衛の再建」を、その計画通りの実行に都合よく誘導してくれた観のある（「やらせ」の疑いさえある）あの「テロ攻撃」にたいして、ブッシュは即座に反応した、そしてかれは悲しみを口にしつつ、しかし「とても喜んで」、対テロ「戦争」の開始を宣言した、とラミスは書く。ここから、われわれの検討に値するラミスの「戦争論」やイラク戦争とアフガニスタン侵略への明解な分析が始まる。その詳細は本書AならびにC（とわれわれのこれからの討論）にゆずるとして、ここでまず注目しておくべきことは、ラミスが、このブッシュの「戦争」宣言を米国の新たな「誤り」の始まりであり、米国の軍事的・外交的政策の質的大転換である、と断じている点である。その誤りとは、あのテロ行為を「戦争」扱いすることによって（それは自国アメリカの凶暴な将来計画（その後実行されたイラク戦争やアフガニスタン戦争の企てなどを指す）に正当性を得ようとしただけでなく）、テロ勢力にもある種の正当性を与えてしまったことを指す。あの事件は「戦争」などではなく、単なる悪質な大量殺人事件であり、あくまで「犯罪」として対応すべきであったものを、ブッシュはそれを勝手に「戦争」とみなし、「戦争」をやってもいないその勢力にむかって「宣戦」布告をしてしまった。こうして、米国は、戦争に関する従来の国際法の定義・慣例を破っただけでなく、過去の歴史

が積み上げてきた戦争の慣習も戦争法も軍事戦略の法則もそのすべてが当てはまらないような「異常な領域」を作り出し、そこに立ち入ってしまった、とラミスは指摘する。この場合、このアメリカの「敵」は、国民も領土も政府ももちあわせていない。そんな敵に勝つ、とはどういうことなのか。ちなみに、現行の国際法によれば、戦争法にしたがう行為だけを「戦争」と呼び、戦争法にしたがわない違法な戦闘行為を「侵略」すなわち「犯罪」とし（東条英機元大日本帝国総理大臣の対外「侵略」行為は、まさにこれにあたる「犯罪」である）、これを無視して行なう行為を「テロ」と規定している。

また、ラミスがこの論文「中立領域」で指摘するように、ブッシュ米国大統領は、全世界へ向けて「この紛争に中立領域はない」と宣言した。ブッシュはこの発言によって、アメリカの味方か（報復戦争支持か）、アメリカの敵か（テロ支持か）、との二者択一しかない、と迫ってみせたかったのであろう。「しかし、世界の人々の圧倒的過半数はどちらも支持していないだろう。」それは、この暴力連鎖を止めようという全世界の集会、デモ、署名活動をする大きな第三の勢力の存在を見ればわかる。その動きをこそ重視せよ、とラミスはつづける。短時日で書かれたためか、いささか論述に無理のある点はさておき、本論文をはじめ以下に続くかれの数々の論文（とくに「戦争」に関する論文）には、われわれに向けた多くの貴重な提言が含まれている。

同じく本書Aの「iii どこまでもついてゆく日本」にまとめられた諸論文は、9・11以前に書かれたものが多いが、ここでの平和憲法と日米安保条約との関連を問う論文なども、われわれ日本人にとって検討すべき論点が多く含まれている。

以下、手元のメモによっていくらかその内容に具体的に触れてみよう。

「交戦権」

国の「交戦権」についてである。A：第iii部冒頭の論文「日本が戦争できるようになるまで」のなかから、わが平和憲法にとってとくに注目に値する「交戦権」に関する部分を抜き出してみよう（Cの第2部中の論文「イラク派兵と憲法9条——日本政府のもくろみ」をもあわせて参照されたい。）

ラミスは、日本国憲法9条2項最後の文言「国の交戦権はこれを認めない」の「交

戦権」とは、一般に国の自衛のための戦争（国際法でも、自衛以外の戦争、たとえば米国のイラク戦争のごときは「交戦権」行使とはみなされず、まぎれもない「侵略」であり、違法な戦争、すなわち、「犯罪」とみなされる、念のため。）をする権利のことをいうが、ラミスが力説するのは、9条2項にいう「交戦権」の行使とは、端的にいつて兵士が「人を殺しても罪に問われない」ことをいい、その「これを認めない」とは、すなわち、国際法よりもいっそう厳しく、国の自衛のためであろうと、なんであろうと、武器を使用して「人を殺すことを禁じる」ということであり、そこでもし日本人が日本国のために他国人を殺傷したりすれば、自衛隊員であろうとその行為を命じた総理大臣であろうとどこのどなたであろうと、日本国「刑法」により相応の罰が科される、ということの意味している。その明らかな証拠としてラミスが指摘するのは、かつてのPKO協力法（国際平和協力法）がこの憲法9条2項にしばられて、そのなかにわざわざ「武器使用規定」として「刑法第三十六条または第三十七条に該当する場合（つまり正当防衛と緊急避難の場合）以外には人に危害をくわえてはならない」といった意味の文言が記載されていたため、実際自衛隊のカンボジア「後方支援」のさいには、「あぶなくなればいつでもすぐに戦線離脱する」という、「敵前逃亡が任務のうち」という、自衛隊員のその参加の仕振りを「まったく使いものにならない」と現地国連軍の面々に一蹴され「お引取り」願われた（それでよかったが）事実がある、なし崩しにぼろぼろにされつつある憲法ではあるが、わが憲法はかくも有効に働いていた、というわけである。いうまでもないが、「交戦権はこれを認めない」は、今国会であらためて問題の争点になっている、自衛隊の「海外派遣」や「後方支援」関連諸法案の、ましてや「安保関連法案」の根幹を一気に吹き飛ばすような根本的な強力な規定である。

「有事法制」

また同じくA：第iii部の中の論文「有事法制とはなにか」であるが、「有事」とはいうまでもなく「戦争」を意味する「粉飾語」である（法案提出者である自由民主党は「粉飾語」をことのほか好む性向がある）。この「有事法制」には、対外戦争関連事項のほかに、国内向けのもうひとつの顔がある。それは、ずばり「戒厳令」法という顔である。「戒厳令」とは、憲法を一時停止して無力化し、そのすきに政

府独裁をほしいままに許す法である。事実上の「戒厳令」法である「有事法制」とは、憲法を一時的に無効にして、憲法改定の面倒な手続きを経ずして望む効果を得たいという提案者小泉内閣の考案した姑息な手段であった。そして「戒厳令」の標的は、ずばり国内の反政府勢力であって、国が国内に批判的な一部の国内在住者を敵視していることを、つまり、その殺傷の対象としてみていることを、端的に明確に表現する無法な、明らかな「憲法」に明記された基本的人権を冒す「違法」な法案である（ちなみに、9・11直後にブッシュ政権もまた「非常事態」法という粉飾名の「有事法制」の実施を宣言した。）ラミスはこの違法の法に対処する術（すべ）として、かつてのガンジーの取った戦法を紹介して推薦している。（ガンジーの思想については、もう一度別項で憲法上の「人民主権」の問題として触れることにしたい。むろん著書Bの関連箇所を参照すべきはいうまでもない。）インドがイギリスの植民地だった1919年に、イギリスの植民地政府がこの小泉政権提出のものと同じ「有事法制」案を植民地インドの議会に提出した。独立運動弾圧のために「戒厳令」を布告できる、という法案である。ガンジーたち国民会議の会員はゼネスト的な反英ボイコット運動で力を尽くしてこれと闘ったが、そのときこの国民会議の反対運動を支えた活動家たちの宣誓文書というのがすごい。ガンジーたちは少額の加入金を納めたのち、「この法案はわれわれの人権と法による統治をそこなうから、たとえ可決されてもわれわれはそれを守らない」という文書にまず署名したうえで、その覚悟で国民会議の活動に参加した、という。ガンジーのいわゆる「不服従」の実力行使がこれである。この国民会議会員による宣誓文とその実行とが「どうなるか、やれるならやってみろ」と、大英帝国とその植民地政府とを追いつめた。その後、法案はインド議会で可決されたものの、一度も実施させることなく、ガンジーたちの国民会議は、二十数年の闘いの後に事実上宗主国イギリスに勝利して、ついに独立を勝ち取った。このガンジーの非暴力不服従行動は、けっして消極的な方法ではない。ゼネラル・ストライキと同等の力をもつ闘いの積極的な方法である。この非暴力不服従行動は、歴史の示すごとく、大英帝国イギリスを文字通り追いつめ、その支配の勢いを削ぎ、無力化させ、ついには、その支配をいわば内部から腐蝕させて、インド独立をほぼ無血で非暴力的に勝ち取る主因をなしたのである。この方法は、反植民地闘争にはとくに有効のように思われる（植民地住民のすべてに無条件でこ

れに加盟する権利があるから), とラミスは, 沖縄解放闘争にこのガンジーの闘争方法を推薦したく思って, これを書いているように読める。むろんこの問題については, ガンジー思想の原点である平和憲法案をあつかったB全体をあわせて検討すべきである。(60年安保のとき, 国会を十重二十重に包囲し, 時の内閣総理大臣岸信介を辞任に追い込んだ安保反対の大衆運動の盛り上がりを取り上げたい。ラミスの指摘するように, 1945年以降, 全国的大衆運動の力によって辞任に追い込まれた総理大臣は, この岸信介と, 沖縄人民のみの力によって辞任させられた鳩山由紀夫の二人だけである。念のため。『要石: 沖縄と憲法9条』)

ここでBの「ガンジーの危険な平和憲法案」についてまとめておこう。本書が, 日本憲法問題を考えるうえで重要な文献資料であることはいうまでもない。その内容をひとくちに要約すれば, それは, 「国」という存在を否定し, 「社会」を基礎と考える(ガンジーの場合, その社会とは, インド各地に存在するごく普通の「村」であって, その村が基礎単位となる, つまりインドに存在する約70万個の村を, そのひとつひとつを, それぞれ独立の社会基本単位として, つまり一個の国(自立し完結した社会)としてとらえる, そしてその集合体としてのインド全体は, 70万個の小さな国が集まった国連のような連合体となる, という独特な集合体を構想する憲法案であり, この草案はあまりにも現実味がないとして, ガンジーのひきいる国民議会議員にも無視されたのであるが, 今日かれの非暴力主義の思想との関連でこれをとらえるなら, われわれの真摯な検討に値するのではないかとラミスは問うのである。ラミスのこの意見に従って, この点に関する私見はあとで触れることにする。

「先制攻撃」

つぎのメモは, ラミスの「戦争論」の重要な柱である「先制攻撃」についてである。「先制攻撃」の問題は, ラミスの著書の各所で論じられている。たとえば, A:「9・11からイラク戦争まで」のなかの論文「食肉鳥」は, 9・11事件翌日12日のブッシュの「対テロ戦争宣言」を例に取って, ブッシュ政権のテロに対する先制的報復攻撃の実情を伝えている。ブッシュたちはいう, テロとの戦争に「ルールはない」, したがって「先制攻撃」をしてもよい, さらに対テロ戦争の名目があるなら,

アフガニスタンのような戦争をするつもりも準備もない国を狙って「侵略」することも許されるし、また世界のどこであろうと、外国の領土内に勝手に軍隊やCIA要員を送って目当ての外国人（テロ関連容疑者）を逮捕してもよい、そしてテロ関連容疑者は裁判の面倒な手続きなしで殺す（たとえば無人小型飛行機によるミサイル攻撃で殺す）ことができる、その他その他、要するに、このルールなしの対テロ戦争においては、アメリカには国際法を冒してもよい権利がある（むろんアメリカ以外の国には（同盟国は例外扱いするかもしれないが）そんな権利は認められない）、といった無茶をいいたしている。むろん、国際法によれば、先制攻撃はあくまでも「侵略」行為であり、戦争犯罪である。「先制攻撃を行なう」と公然と宣言するような国と一連托生の覚悟の当該同盟国は、へたをすれば、同盟国という理由だけで侵略国と同等の「犯罪国」になりかねない。

さらに興味ある事実としてラミスが伝えるのは、米国のブッシュによる対イラク戦争は、じつは米国の全面的な敗北で終わった、と論じた注目すべき新聞記事のことである。C：「2 アメリカの諸戦争と日本の憲法」のなかの論文「アメリカの完全敗北か」に紹介された英国の新聞記者パトリック・コバーンの記事「アメリカのイラクにおける完全敗北」（2008年12月18日）は面白い。注目に値する。この記事は、その前月イラクで批准されたイラク・米国間の地位協定（S O F A）がじつは「アメリカの敗北」を意味するものであった、と断じている。一般には、この協定は、戦争目的を果たしたアメリカが、イラクの占領を終え、主権をイラクに返して撤退することを定めたもので、いわばアメリカの大成功を意味する、と見なされていた。だが、はたしてそうか、とコバーンはいふ。コバーンは、アメリカのイラクにおける戦争の真の目的は「イラクに準植民地支配」（沖縄と同様な）を確立することであった、と指摘する。とすれば、たしかにイラクが米軍の占領継続をきっぱりと断ったこの協定は、じつは痛めつけられたはずのイラク側の勝利であり、あれほどの圧倒的軍事的優位をみせつけたはずのアメリカ側の敗北であるといえるだろう。ラミスの伝えるところでは、琉球新報社から池宮城秀意賞を授与された雑誌「ジャパン・フォーカス」が、このコバーンの記事を転載した。そして、同誌の編集者マーク・セルデンはこの記事に以下の趣旨の前書きを加えた。これからのち、「米軍を受け入れている何十カ国がこの新協定を見て、自国とアメリカとの地位協定の改定

を要求するようになるのではないか。すなわち、自国に置かれている米軍基地に対する自国の管理権を強化し、米軍が撤退する明確な日付を規定するよう要求し始めるかもしれない。こんなふうには、このイラクの地位協定が、世界の基準になったらどうなるだろうか」と。だが、沖縄米軍基地の返還日付は、日本人の口にもほっていない。白紙のままである。ということは、永久無期限でもかまわぬ、ということか。

ここで、C:ラミス著『要石:沖縄と憲法9条』について、まとめて触れておこう。2003年から2004年に掛けてのイラク戦争関連の論文、2008、9年ころの安保条約、沖縄関連の論文に大きくわけられると思うが、作りはA:『なぜアメリカはこんなに戦争をするのか』と同じと見て、またテーマも共通すると見てさしつかえない。本書に見られるラミスのさまざまな提案は、Aと同じく、日本憲法問題、戦争と平和論（「平和（しばらく戦争のない状態）」論というよりその裏面の「戦争（次の平和をかちとるための行為）」論だが）、日米安保条約論、沖縄論にかかわっている。

1941年以後今日まで、ほとんど隙間なく海外での戦争に明け暮れた米国と、1945年以後70年間、戦争はおろかひとりの戦死者も出していない日本との対比のなかで、ラミスの「戦争論」が述べられる。その特徴は、通常この種の論文にみられる戦争による被害状況の報告ではなく、加害者の国の状況、加害しつづけた国のなかでの、軍人だけでなく民間人をふくむ人びとへ与えた戦争の影響がどんなものか、どんなものであったかを報告している点にある。旧日本帝国時代の戦時下日本に生きた記憶のある私には、ラミスのいう米国での現在の日常生活の異常さの叙述が、あらためて私たちのあの戦中の日常の異常さをくっきりと思い出させてくれる。子供心におそろしくひびいた戦地帰りの海軍下士官のむごい人殺しの話。いま孫たちの屈託ない笑顔をみて、憲法9条2項のありがたさをあらためて思う。そして、あとひとつは、沖縄基地問題を中心とした反政府民衆運動論ということになるだろうか。

「日米安保条約」改定

ラミスはC:「1 戦争論」中の論文「「帝国」と化したアメリカ 追従しか知らない日本」において率直に問うている、憲法9条（「交戦権」）との関連で、日本人は「日米安保条約」をどう考えているのか、と。安保条約とは、1951年日米講和

条約の締結時に抱き合わせで米国から無理やり押し付けられた日米間の「軍事条約」であり、交戦権を放棄した日本の平和憲法とははじめから矛盾していた条約である。現在、日本での反安保条約の闘いは沈滞しているが、その停滞状況と沖縄米軍基地反対闘争とはどういう関係にあるのか、その関連の矛盾に注目しなくていいのか、と（別掲次項の日本人の「安保」支持率を見よ）。さらに、たとえば、60年、70年当時の旧安保条約の相手国米国とブッシュ以後の現安保条約相手国である米国では、同じ政策の持ち主だといってよいものか、米国はいまや質的にまったく違った国になってしまっているのではないか。その検討をしないで契約を続行してほんとうにいいのか、と。ここでラミスは、あのギリシャの哲学者ソクラテスのまことに強力な「助け」を借りてくる。プラトンの著作『国家』のなかで、考える人ソクラテスが人に問う。「正しさ」、「正義」とはなにか、答えよ、と。「うそをつかないこと、借りたものを返すこと」という答えが返ってくる。そこでソクラテスは重ねて問う、「では、こういう場合はどうだろうか。友人から武器を預かったとする。その友人が狂気になった。そして、その狂気の友人が武器を返せとやってきた。このとき、預かった武器を返すのは、正しいことか」と。この例え話は、日米安保条約の改定問題にぴったりだろう。旧安保条約締結のとき、米国の政策はたしか「抑止力と封じ込め」の政策だった。ところが今のブッシュ以後の政策は、これとはまったく違う、いわば、「狂気」の支配する先制戦争政策だ。それでも約束だからといって、武器を渡していいものか。それが正しい道だろうか。すくなくとも、せめて徹底的な全国民的論議を求めるくらいの必要はあるのではなかろうか、とラミスは問う。ついでだが、プラトンの『国家』の終わりのほうには、こんな文言もある、とラミスは教えてくれる、「法と秩序から最も遠く隔たっているものが、道理から最も遠く隔たっており、それは、独裁者である」と。法を守るつもりなど端から持ち合わせない日本の大臣たちにこのプラトンの言葉は耳に入らぬだろうが。

沖縄問題

日本人に戦前の旧植民地沖縄という意識、植民者としての意識は残っていないだろうか。1945年から72年まで米国占領のままに無権利状態に放置されていた沖縄にたいする日本人の歴史認識は、どうなっているのか。基地負担の不平等にたいす

る沖縄人の長い深い思いを、本土ヤマトの人びとはどうとらえるべきか、とラミスは問い、統計数字を2つ紹介する。(C:「3 沖縄・基地・差別」の「要石」参照)

安保条約支持率 全国 75% 沖縄 7%

(琉球新報 2010.5.31)

人口1人当たりの基地負担 沖縄人 280 ヤマト日本人 1

嘉手納町人 1480 ヤマト日本人 1

(琉球新報 2010.5.15)

安保条約支持とは、米軍基地を置いてほしい、ということだろう。それなら、基地はほしい人のところに置くのが筋というものではないか。

また、「沖縄の面積は日本全土の0.6%で、米軍基地は日本全国にある米軍基地の75%が沖縄にある。」とは、よくいわれるところであるが、これをもっとわかりやすく知念ウシのイメージをかりていうと、こうなる。日本を学童100人の小学校だとする。その学校の小学生100人が、「民主的」な討論を経て、99対1の圧倒的多数の決定で、1人の生徒が75個のランドセルを背負って、あとの99人で残りの25個を背負う、ということが決まる。75個を持たされたその子が「重いからすこし手伝ってくれや」というと、99人が「なにをいってる。いまランドセル反対運動をやっているところでしょう。それが実現するまで待ちなさい」と答える。だが、その反対運動は、じつはあまりやられていない。なぜなら、99人で25個のランドセルを持つのなら、そう重くはないからだ。(知念ウシ『ウシがゆく』沖縄タイムス社、2010年)。99人の側の人間としては、どうすればいい？

「日本国憲法」の優れた点

明治憲法（日本帝国憲法）と日本国憲法とを対比すれば、その根本的違いがおのずと明らかになる。同時に、自由民主党の改憲論者たちのもっとも関心を寄せている点も明らかになる。(Dのすべて。あわせてたとえばC:「3 沖縄・基地・差別」のなかの「「日本」というあり方」参照)

明治憲法とは、端的に言って、「朕」（明治天皇）とその臣下、すなわち「朕」以外の日本人全部とのあいだにおかれた文書であって、両者の関係は、「朕」は国王であり、その他全部はその臣下だ、という仕組みで成り立っている。だから一目瞭

然、帝国憲法は、「朕」によるかれの臣下全員にたいする命令書だ。ちなみに、ここでいう臣下とは、当時の日本国領土に住む全住民、すなわち、本土にすむ住人、沖縄に住む住人、台湾に住む住人、朝鮮半島に住む住人、その他日本領南洋諸島等の住人、のすべてを指した。これが一九四五年までのすべての日本人に科されていた法的生活条件であった。その対極にあるのが日本国憲法である。これはむろんのこと、「朕」が主語ではなく、「われら」すなわち、国民が主語である。そして「われら」と対峙する相手は、「日本政府」であり（大英帝国の「マグナ・カルタ」と違い、相手は国王の「朕」ではないが）、われらは主権者であり、その下僕である日本政府にたいして、いわば仕事を命じる立場である。憲法は、政府の行動を監視する。そしてその仕事振りが憲法に違反すれば、これを罷免・解任するまでである。（上にみられる観点は、ガンジーの憲法概念の基本的立脚点とも共通する。また以前に触れたブレヒトとマルクスのいう「主人と下僕」の観点にも通じるだろう。）

「歴史認識」

ブッシュの行跡とその歴史的評価については、すでに見た。これがいわゆる「歴史認識」というものである（安倍晋三やブッシュらは「歴史認識」から逃げ回るだろうが）。昭和天皇ヒロヒトの歴史的行跡の評価について、ラミスによれば、「敗北を抱きしめて」（ジョン・ダワー、岩波書店）、「天皇ヒロヒロと日本の近代国家」（ハワード・ビックス・邦訳「昭和天皇」・講談社）の2冊のピューリッツァー賞受賞作の、注意深く学問的に実証を重ねて結論を得たその業績によって、昭和天皇の戦争責任が確定した、と。これは歴史的事実として認められ、今後世界の学会や歴史書に採用されるであろう、とラミスは述べている（文化的鎖国状態にある日本国内だけはこれらの文献に目を瞑るかもしれないが）。また2000年12月に東京で開かれた「国際女性戦犯法廷」においても、世界各国の法律家が、昭和天皇の戦争犯罪につき論議の上その有罪を認めた。この判決もまた日本国内はしらず、外国においては周知の事実である。これらは今後第二次世界大戦史上の確定的「歴史認識」として、歴史書や歴史教科書に記載されるであろう。中国、韓国、北朝鮮、アジア諸国の歴史家たちとの学問的国際交流は今後いっそうさかんにおこなわれるであろうが、日本の歴史家の歴史認識が国際的水準に達していることをねがう。（A：「iii どこま

でもついてゆく日本」のなかの「暗い時代のための教育法」参照)

ガンジーの思想

人民主権の誇り、人民の権威、人民の尊厳、私がラミスに教えられて、ガンジーから学んだのは、これだ。むろん、ガンジーの思想を学ぶには、ガンジーの著作に直接ふれねばならない。しかし、いまこの拙文を綴るには、原典に当たる時間も余裕もなく、ラミスからの再引用に頼るしかない。いずれ出直すとして、ここではラミスの著作にあるガンジーの注目すべき言葉を引くにとどめる。たとえば、暴力と非暴力についてのガンジーの考えを聞こう。「臆病か暴力かの二者択一以外に、選択肢がない場合、私は暴力を勧める。——自分の不名誉に対する臆病で無力な観察者になる、またはそうあり続けるよりも、インドは武器を持って、自分の名誉を守った方がましだと思う。」(全集 21 巻)。ここで私は立ち尽くす。非暴力主義者ガンジーが、暴力よりもしりぞける臆病という生き方、名誉を傷つけられるくらいなら、そしてその状態に甘んじて生きるくらいなら、名誉を守るために「暴力」を選べ、とガンジーはその全身全霊をかけて、人びとに諭すのである。人民の権威をなにより尊重するその姿勢に私は感動する。そのうえで、しかし、とガンジーは続ける、「しかし私は、暴力より非暴力の方が、無限なほど優れていると信じているし、処罰より容赦の方が男らしいと信じている。」と続けるのである。この自己の行動についての反省の厳しさに私は言葉を失うが、イギリスによるインドの植民地化がこのインド人の心の、精神の制度的「臆病」に起因しているとガンジーが述べる時、臆病か暴力かと問い、そして無限に優れていると考える「非暴力行動」のなかにインドの自立を真に実現する道を見出して、ガンジーの答えが最終的に確定した筋道を、私なりに理解できたように思う。人口の少ないイギリスが人口の圧倒的に多いインドをなぜ何世紀も支配できたのか？ ガンジーはその答えを、イギリスのインドにたいする支配力がインド人自身の内側から発する制度的「臆病」に支えられたものであるという分析に見出したとき、この臆病さにたいする倫理的・政治的憎しみの激しさをほとばしらせるガンジーのあの言葉がうまれてきたのだ、と私は考える。ガンジーは、この考えをその著書『ヒンド・スワラージ』(1908) (邦訳『真の独立—ヒンド・スワラージ』・岩波文庫)にこう書いた(「スワラージ」は、独立、自立を

意味する。)。 「インドをイギリスが取ったのではなくて、私たちがインドを与えたのです。インドにイギリス人が自力で居られたのではなく、私たちがイギリス人たちに居させたのです。」 (同書「七 インドはなぜ滅んだか」)。つまり、インド人がイギリス人に積極的に協力したから、イギリスの支配が可能になったのだ。イギリス人が作った政府を支え、かれらが作った裁判所にしがいが、イギリス人の作った学校にかよい、イギリスの商品を買い、そしてインドの知恵、インドの慣習、インドの振舞いなどを劣ったものだと軽視する、そうしてこれらのことすべてを合わせると、インドにおけるイギリスの権力が出来上がる。このようにイギリスの権力がインド人の協力できあがっているのならば、その源はインド人の手中にあることになる。したがってイギリスの支配をなくすには、すべてのインド人がイギリスに協力しなければその支配は崩れる、というのがガンジーの考えだった。イギリス植民地を支えたものがインド人民であったこと。しかし、インド人民がイギリス人の下僕であることを辞め、イギリス人と対等である人間になることを決意する、この主権者の自覚が生まれた瞬間からすでに独立運動は始まっていた。この長い闘いのプロセスがインドの国民会議の不服従・非暴力の運動の内実をなしていた。(インドとイギリスを、日本(沖縄)とアメリカに置換せよ。)

ついでにいえば、あの非暴力に徹するガンジーが、暴力よりも唾棄すべきものとしてあげるのが臆病である。歴史認識において過去の歴史の汚点に目をそむけるのも、この唾棄すべき臆病さからくる。また、先日米国議会で恥も外聞もなく「おもねる」言動・姿勢をふんだんに露出して見せた日本国首相の哀れむべき自己演出もまた、この唾棄すべき「臆病」に発したものだだったと見てさほど間違いあるまい。

ホルムズ海峡の機雷除去

日本政府の見解によれば「ホルムズ海峡に敷設された外国機雷を日本海上自衛隊所属の軍艦である掃海艇が除去するのは、軍事行動ではない」と。果たしてそうか。

「国際法」によれば、交戦する一方の国に物資を運んでいる艦船は、自衛艦は無論のこと、民間船といえども武装していれば、すべて参戦している、とみなされる。明確な判例がある(A:「iii どこまでもついてゆく日本」の「日本が戦争できるようになるまで」参照)。第二次世界大戦中、イギリスの貨物船がドイツのUボ-

トに沈められた。その貨物船は民間の貨物船で船員も悲戦闘員だったが、攻撃に備えて武装していた。この事件が戦後ニュルンベルク裁判で問題になった。民間の貨物船を攻撃し撃沈したのは「戦争犯罪」ではないか、と。しかしこれは「無罪」になった。理由は、民間の貨物船といえども、「武装していれば、悲戦闘員の資格を失う」、ということだった。自衛艦は、むろん武装している。したがって当該機雷敷設国が自国の戦闘行為をさまたげる日本の掃海艇を攻撃しても国際法上なんら問題はない、掃海艇はつねに攻撃の危険にさらされている、ということになる。しかも当方の武器使用は9条2項の「しぼり」があり、掃海艇艦長はやっかいな状況（たとえば判断停止、立ち往生の過程で撃沈される）に陥ることが目に見えている。とすれば、掃海艇派遣は、事実上、実現不能、面子丸つぶれで、「やっぱりやめました、はい」というのが落ちではなからうか。

ジャーナリズムの姿

注目すべきラミスの仕事の特徴のひとつに適切な本や資料の紹介ということがある。その底に流れるのは、人民的ジャーナリズムの立場。戦前には確乎として存在したが、今日では失われているそれ、戸坂潤たちに代表されるような、人民のための、日本国内だけでなく海外にも目を向けたジャーナリズムの精神である。インテリゲンツィアの学ぶべき立ち位置、態度。海外の重要な、しかも正確な、人民の使いやすさに配慮した情報提供、ブルジョアジャーナリズムではけっして報じられない情報を伝える。たとえばイラク戦争を論じたコバーンの記事だとか、戦争論のなかでラミスが紹介した戦争のなかでの米軍兵士の振る舞いを分析をした特異な本の紹介など、われわれの目に付かぬところにある、知っておいて損のない本を適切に教えてくれる。その特異な本とは、20年近くも特派員としてさまざまな戦争を密着取材した『ニューヨーク・タイムズ』紙記者クリス・ヘジェスの書いた本『すべての人が戦争について知るべきこと』（Chris Hedges, What Every Person Should know About War, Free Press, 2003）のことである。これは戦争が人間にあたえる効果を徹底した取材であきらかにしようとした本だが、類書と違っている点は、ベトナム戦争ほかアメリカの行なったさまざまな戦争の影響を、加害者の側、それも最下級の兵士の身に及んだ影響に注目して調べた点にある。くわしくは本書Cの「1 戦

争論」中の論文「『帝国』と化したアメリカ 追従しか知らない日本」にあたってほしいが、その一部を紹介すれば、ヘジェスの調査によれば、軍隊とは「人殺し」を業務とする組織であるが、100人の兵士のうち2人は本当の殺人者になる素質があるが（すこし多いのではないか）、あとの98人は稽古しても殺人者にはなかなかたれない。そして戦場（殺人実験場）におくられると、かれらは、人を殺すことかからなんとかがれようと、精神障害、その他の極度の病的状態に陥って、さまざまな形で兵士失格者となる、という（私は大西巨人『神聖喜劇』の大前田軍曹や兵士冬木らの姿を思い出したが）。ここに引かれた戦場体験談は相当のものだ。戦争のイメージと戦場のイメージとではずいぶんと違いがある。ラミスは具体例に満ちたヘジェスの本を通して、日本人通有の「戦争」観である「戦争とは人が死ぬこと」というイメージを、「人を殺す」のが戦争だという「戦場」のイメージに変え、それを9条2項の「交戦権」の放棄に具体的に結びつけて考えることを薦める。ラミスは、次々と開発されている新式の殺戮兵器の紹介（C:「1 戦争論」中の論文「テロの定義とは？」参照）や、民間人・非戦闘員への空爆が事実上戦争犯罪にあたる行為であること（A:「i 新しい帝国」中の論文「空襲の歴史」参照）、等々の「戦争」に関する多くの論述を通して、安倍晋三らが勧める綺麗事の「戦争」を、臆することなく、リアルな陰惨な戦場のイメージに置き換えて、みつめてほしいといっているようである。

「テロ」とはなにか

ナチスによるゲルニカ空爆によって世界の注目を集めた、空襲による民間人の殺害は、あきらかに犯罪行為であり、国家によるテロ行為、テロリスト的無差別殺人行為であった。この観点からすれば、第二次世界大戦中の広島・長崎への原爆投下もむろん民間人の大規模大量虐殺であり、犯罪行為である。これは戦争行為ではなく、国家によるテロ攻撃と見るべきである。（C:「1 戦争論」中論文「テロの定義とは？」参照）

ブッシュ政権がイラク戦争を開始するにあたって執った作戦の名が「衝撃と恐怖」（Shock and Awe）作戦であったという事実は、当時の米国政府の姿勢を端的に示したという点で象徴的である（A:「i 9・11からイラク戦争まで」中の論文「何

のための戦争か」参照)。ラミスによれば、これは「開戦時に圧倒的軍事力をもって敵軍に「衝撃」を与え米軍の戦力に「畏怖」の念をおこさせ戦意を喪失させて早期に勝利を得る」作戦であり、これには「開戦3日間に3000発のミサイルと精密誘導爆弾とを投入する」、これは「ヒロシマ以上の威力を持つ」と豪語して、米国防務省はイラクに脅しをかけた。不特定多数のイラク住民にたいして大量破壊兵器を使って攻撃するであろう、という事前通告は、まさに恐怖による支配を狙った、「テロル」の原型である恐怖政治の対外版にほかならない。ラミスは、いくつかの箇所では、いわゆる空爆も（むろん原爆使用も）対象が民間人である以上、テロ行為と同様の犯罪行為であり、戦争犯罪として裁かるべきだという趣旨のことを述べているが、このイラク戦争の口火を切った「衝撃と恐怖」作戦は、どうみても「国家テロ」（国家によるテロ）そのものだ、としかいいようがない。

以上、刺激をうけて発した吐息のようなものだが、ラミスの著書への諸君の関心をいくらかでも引き出すことに成功したであろうか。メモはまだだいぶ残っているが、今日はこれまでとする。 【2015.7.6】